

◆財産形成や老後の生活資金確保

ゆにおん年金共済

拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕
※ご加入には所定の条件があります。詳細は「加入資格」をご確認ください。
※個人年金保険料控除の適用を受けるためには所定の条件があります。詳細は「税務上の
お取扱い」をご確認ください。

新規加入・
掛金の増額の
おすすめ



加入(増額)日	募集期間
令和 6 年 9 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日(月) ～ 令和 6 年 6 月30日(日) *
令和 6 年12月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日(月) ～ 令和 6 年 9 月30日(月)
令和 7 年 3 月 1 日	令和 6 年10月 1 日(火) ～ 令和 6 年12月31日(火) *
令和 7 年 6 月 1 日	令和 7 年 1 月 1 日(水) ～ 令和 7 年 3 月31日(月)

- ◆それぞれの加入日が責任開始日です。
(ただし、半年払の責任開始は4ページの【注意喚起情報】
「責任開始期」をご確認ください。)
- ◆一時払のお申込は年2回(*)です。



ご注意

当パンフレットには日本ゴム産業労働組合連合と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかどうかご確認ください。

チェック欄



- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

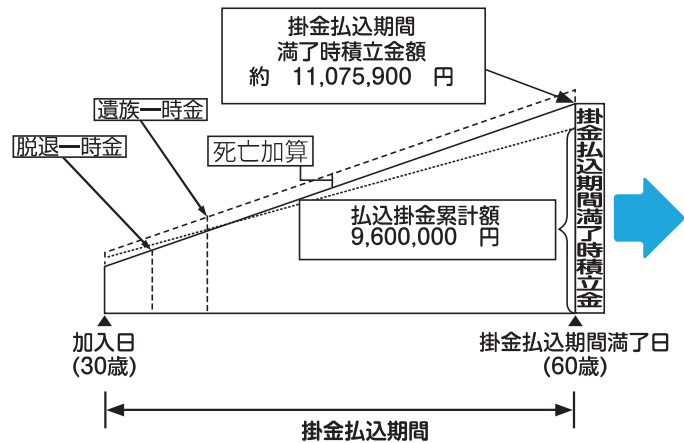
この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。
- また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。
- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者(被保険者)が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。(令和5年11月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

しくみ図

<ご加入例>

- ご加入年齢：30歳(男性)
- 掛金払込期間満了年齢：60歳
- 掛金：月 払 10,000円
(1口1,000円で10口加入)
：半年 払 100,000円
(1口10,000円で10口加入)



しくみ図(掛金払込期間満了後の給付内容)

a 10,15,20年確定年金

20年の場合を例に表示しています。

20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

- 年金受取期間中
10年間、15年間、20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
- ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

b 15年保証期間付終身年金

15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

保証期間経過後はご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。

- 保証期間中
15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
- ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
- 15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- 保証期間経過後
ご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)

この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が3年以上ある日本ゴム産業労働組合連合の組合員の方。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。
- ※掛金払込期間中に組合員が日本ゴム産業労働組合連合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛金

<月 払>

1口あたり1,000円とし、最低3口以上最高100口まで加入できます。

<半年払>

1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高100口まで加入できます。

<一時払>

1口あたり100,000円とし、最低1口以上最高200口まで加入できます。

<退職時一時払>

1口あたり100,000円とし、最低1口以上最高200口まで加入できます。

※確定年金を選択される場合、退職時一時払掛金の上限は、掛金払込期間満了時の積立金相当額とします。

- 掛金をご加入者(被保険者)負担です。

- 月払掛金は毎月、所定の口座から振替えます。(第1回目は加入日前月27日)

- 半年払掛金は半年ごとに、所定の口座から振替えます。(第1回目は加入日前月27日)

- 一時払掛金のお払込みは、**団体指定の口座**に振込みいただきます。

- 退職時一時払掛金のお払込みは、団体指定の口座に振込みいただきます。

- 半年払・一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。

- 月払掛金1,000円あたり12円、半年払掛金10,000円あたり30円、一時払掛金および退職時一時払掛金100,000円あたり200円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

- 掛金払込期間満了日：満60歳に達した日とします。

※掛金払込期間満了後も加入資格を有する方は、65歳まで積立を継続することができます。

※会社によって掛金払込期間満了日は異なります。詳しくは裏表紙に記載の団体窓口までご確認ください。

- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が3年以上ある方に限ります。

給付内容

【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、前期2倍型10年確定年金、15年保証期間付終身年金

《前期2倍型10年確定年金》

- 年金受取期間中

10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

- ・前期2倍期間

年金受取開始日から5年間は基本年金月額を高く設定しており、6年目以降は、基本年金月額の50%です。

- ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合

ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

- ・一時金でのお受取りを希望された場合

残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
(年金の給付内容については「しくみ図」欄もあわせてご参照ください。)

- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

- 加入期間が10年以上かつ57歳以上で退職した場合も、年金で受取ることができます。

- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。

- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき

死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払掛金の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払掛金部分の死亡加算は加入日(または増額日)から、半年払掛金部分の死亡加算は9月1日と3月1日のうち、加入(増額)日の直後におとずれる日(加入(増額)日当日を含みます。)から適用されます。

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は日本ゴム産業労働組合連合が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和5年11月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受保険会社]

日本生命保険相互会社(39.0%)(事務幹事会社)
太陽生命保険株式会社(14.5%)
住友生命保険相互会社(13.5%)
明治安田生命保険相互会社(12.9%)
第一生命保険株式会社(11.0%)
富国生命保険相互会社(7.1%)
朝日生命保険相互会社(2.0%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(掛金の増額)を承諾した場合、パンフレット等に記載の加入日(または増額日)から保険契約上の責任を負います。
※ただし、半年払を併用されている場合、半年払掛金部分の責任開始は、9月1日と3月1日のうち、加入(増額)日の直後におとずれる日(加入(増額)日当日を含みます。)となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 日本ゴム産業労働組合連合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、日本ゴム産業労働組合連合経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに日本ゴム産業労働組合連合のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに日本ゴム産業労働組合連合のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに日本ゴム産業労働組合連合のご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

さらに詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込掛金累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、5年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は＜当パンフレットに記載の給付額について＞をご確認ください。

※確定年金以外の給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

月払 10口 10,000円、半年払 10口 100,000円加入の場合(性別：男性 掛金払込期間満了年齢：60歳)

月払

積立 期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) ※払込掛金累計額 到達年に枠囲み		年金受取プラン			
		(約)	(円)	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	20年確定年金 基本年金月額	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額
				(約) (円)	(約) (円)	(約) (円)	(約) (円)
1	120,000	(約)	117,500	1,000	700	500	400
2	240,000	(約)	236,300	2,000	1,400	1,000	900
3	360,000	(約)	356,500	3,100	2,100	1,600	1,400
4	480,000	(約)	477,900	4,100	2,800	2,200	1,900
5	600,000	(約)	600,600	5,200	3,600	2,700	2,400
6	720,000	(約)	724,700	6,300	4,300	3,300	2,900
7	840,000	(約)	850,200	7,400	5,100	3,900	3,400
8	960,000	(約)	977,000	8,500	5,800	4,500	3,900
9	1,080,000	(約)	1,105,200	9,600	6,600	5,100	4,400
10	1,200,000	(約)	1,234,800	10,800	7,400	5,700	5,000
15	1,800,000	(約)	1,904,400	16,600	11,400	8,800	7,700
20	2,400,000	(約)	2,611,900	22,800	15,700	12,100	10,500
25	3,000,000	(約)	3,359,500	29,400	20,200	15,600	13,600
30	3,600,000	(約)	4,149,900	36,300	24,900	19,300	16,800
35	4,200,000	(約)	4,985,500	43,600	30,000	23,100	20,200
40	4,800,000	(約)	5,869,100	51,400	35,300	27,300	23,800

さらに詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

月払+半年払

積立 期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) ※払込掛金累計額 到達年に枠囲み (約) (円)	年金受取プラン			
			10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	20年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (約) (円)
1	320,000	313,700	2,700	1,800	1,400	1,200
2	640,000	630,800	5,500	3,700	2,900	2,500
3	960,000	951,500	8,300	5,700	4,400	3,800
4	1,280,000	1,275,500	11,100	7,600	5,900	5,100
5	1,600,000	1,603,100	14,000	9,600	7,400	6,500
6	1,920,000	1,934,300	16,900	11,600	8,900	7,800
7	2,240,000	2,269,100	19,800	13,600	10,500	9,200
8	2,560,000	2,607,600	22,800	15,700	12,100	10,500
9	2,880,000	2,949,700	25,800	17,700	13,700	11,900
10	3,200,000	3,295,600	28,800	19,800	15,300	13,300
15	4,800,000	5,082,800	44,500	30,600	23,600	20,600
20	6,400,000	6,971,000	61,100	41,900	32,400	28,200
25	8,000,000	8,966,400	78,500	53,900	41,700	36,300
30	9,600,000	11,075,900	97,000	66,600	51,500	44,900
35	11,200,000	13,306,100	116,600	80,100	61,900	53,900
40	12,800,000	15,664,200	137,200	94,300	72,800	63,500

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。



ご注意

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。

また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払15,142口、半年払2,660口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和5年11月30日現在)、および引受割合(令和5年11月30日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における令和5年9月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りに出来ない場合もあります。
- 年度〈令和6年9月1日～令和7年8月31日〉途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、9月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

掛金の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、掛金を減額することができます。

掛金の減額のお申込みは募集期間中に限ります。

ただし、月払3口・半年払1口を最低残すものとします。

<別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

年金の繰延

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

※繰延期間中は、掛金のお払込みはお取扱いできません。

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。

- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。

※当ゆにおん年金共済以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ゆにおん年金共済のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当ゆにおん年金共済は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝

(基本年金年額＋増加年金年額)－

(基本年金年額×払込保険料累計額÷基本年金受取総額(見込額))

- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝

(一時金額－払込保険料累計額－50万円×)×1/2

* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和5年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報に関する日本ゴム産業労働組合連合と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、日本ゴム産業労働組合連合(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

「加入申込書」記入要領

- 加入内容に変更のない方はご提出は不要です。
- ご記入にあたって、まずは、「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- この記入要領を参考に、「加入申込書」に必要事項をきれいに記入のうえ、押印してください。

加入申込書

日本生命保険相互会社 行

申込締切日

年 月 日

月払加入年月日

令和 6年 9月 1日

半年払加入年月日

令和 6年 9月 1日

団体コード

グループ区分

事業所コード

所属コード

申込日

年 月 日

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7 8

被保険者番号

被保険者氏名

生年月日

性別

申込印

2 3 4 5 6

スズキ イチロウ

1 2 3 4 5 6 7 8

1 2 3 4 5 6 7 8

記入に際しての留意点

印字内容(加入内容)に変更がない場合は記入不要です。

〔性別〕 〔年号〕 〔加入区分〕

男性…1 昭和…3 令和…5 該当する数字を1つだけ○印ください。

女性…2 平成…4

月払申込欄

加入区分

口数

掛金(円)

既加入分

今回合計申込分

1 0

1 0 0 0 0

半年払申込欄

加入区分

口数

掛金(円)

既加入分

今回合計申込分

5

5 0 0 0 0

一時払申込欄

掛金(円)

* * * * *

合計口数範囲

1口当り掛金

円

合計口数範囲

1口当り掛金

円

合計口数範囲

1口当り掛金

円

〈一時払について〉

口数範囲

1口当り掛金

円

半年払、一時払のみの申込みはできません。

必ず、月払にもご加入ください。

（幹事会社）日本生命保険相互会社

②の拡大図

別 年号 年

1 2

新規加入者の被保険者番号はニッセイで連番付与し、加入される方は自身で記入しない団体ですが、例年同様入力したままでよろしいでしょうか。

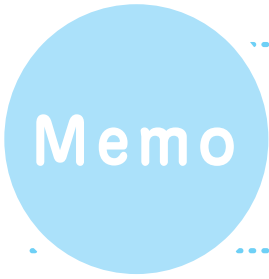
削除する場合は下のチェックリストの②を「記入不要です。」に修正いたします。

◆記入チェックリスト◆

項目	チェック項目	チェック欄
①	この申込書を記入した日をご記入ください。	
②	被保険者番号を右づめでご記入ください。	
③	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
④	性別・生年月日を数字でご記入ください。	
⑤	必ず申込印を押印してください。	

※当「加入申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

項目	チェック項目	チェック欄
⑥	該当する加入区分に○印をつけ、口数・掛金を右づめでご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総掛金で、今回増額・減額する口数・掛金ではありません。)	
⑦	該当する加入区分に○印をつけ、口数・掛金を右づめでご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総掛金で、今回増額・減額する口数・掛金ではありません。)	
⑧	半年払のみの加入はできません。	
⑨	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	



A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the top right of the 'Memo' circle and extending across the page.

[お申込み手続き]

新規加入の方、または加入内容に変更のある方	必要事項を記入・押印のうえ申込書を所属の労働組合へご提出ください。
新規加入されない方	申込書のご提出は不要です。
加入内容に変更のない方	従来の加入内容で継続されますので申込書のご提出は不要です。
 ご注意	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。	<団体お問合せ先> 日本ゴム産業労働組合連合 「ゆにおん年金共済室」 TEL 0120-11-5660
引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。	<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(970-91999)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日9：00～17：00(祝日・12／31～1／3を除く。)]

[指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。